

平成28年度(独)国際交流基金調達等合理化計画の概要

- 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成28年度調達等合理化計画を策定。計画策定、実施、評価及び次計画への反映というPDCAサイクルにより推進。
- 計画策定及び自己評価に当たっては、外部有識者からなる契約監視委員会の点検を実施。
- 調達等合理化計画を着実に実施するため、「経理部コンプライアンス強化ユニット」において、重点的に取り組む分野を選定したうえで、調達全般の合理化に取り組む。

I. 国際交流基金の調達の現状(平成27年度)

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 調達の全体像：469件、48.17億円<ul style="list-style-type: none">◇「競争性のある契約(一般競争、企画競争、公募)」：213件、20.81億円◇「競争性のない随意契約(※)」：256件、27.36億円(※)大半は、放映権や公演等の知的所有権に係るもの、共催契約によるもの等、基金事業の特性から、基金会計規程上の「真に随意契約によらざるを得ない」ものに該当する契約である(199件、21.01億円)。 | <ul style="list-style-type: none">● 一者応札・応募の状況<ul style="list-style-type: none">◇ 37件、4.90億円● 障害者就労施設等からの物品等の調達状況<ul style="list-style-type: none">◇ 41件、6,954千円 |
|---|---|

II. 合理化に向けた取組

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 重点的に取り組む分野 <p>基金事業の特性による随意契約を除外した調達における「競争性のある契約」の件数の割合を、平成24～26年度の平均値79.4%以上とすることを旨とする。</p> <ol style="list-style-type: none">①平成27年度において基金会計規程の一部改正を行い、基金事業の特性による随意契約の類型を基金会計規程に明記し、基金の事業の特性により生じる随意契約と、それ以外の理由による随意契約とを明確に区分する整理を行った。平成28年度においては、改正後の規程に基づき運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。②物品及び役務の調達に関し、国際観光振興機構(JNTO)との共同調達に努め、経費の削減及び事務処理の効率化を目指す。③一者応札・応募に関し、入札予定の事前公表(入札を正式に公示する前の予告)を強化し、参入事業者の準備期間の確保を図る。④随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等を明確化し、契約の適正性についてより一層の可視化を図る。⑤調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進する。 | <ul style="list-style-type: none">● 調達に関するガバナンスの徹底 <ol style="list-style-type: none">①随意契約に関する内部統制の確立を図るため、「経理部コンプライアンス強化ユニット」において、新たに随意契約を締結する場合に事前点検を実施する。②不祥事の発生 of 未然防止等のため、「会計実務マニュアル」を整備し、また外部及び内部の研修を実施することにより契約・会計実務の知識習得や専門性向上に努める。③平成27年度において、「公正入札調査委員会設置要領」を新設。また、併せて「談合情報対応マニュアル」及び「談合疑義事実処理マニュアル」を整備した。平成28年度においては、情報収集、調査、研修等を通じて、周知及び定着を図る。 |
|---|---|